

源平闘諍録全釈 (八―卷一上⑧) (一三才4) (一五才2)

早川厚一

【原文】

従昔(一)源氏(「平敷」)両氏如鳥(二)翅(三)似車(四)両輪(五)被召仕朝家(六)護国(七)棟梁也然(八)若不随(九)皇化(一〇)輕(一一)朝威(一二)者同合誅(一三)罰之(一四)間敢無(一五)世(一六)乱(一七)保(一八)元(一九)為(二〇)義被(二一)剪(二二)平(二三)治義朝被(二四)打(二五)之後(二六)末(二七)々(二八)源氏共雖有(二九)少(三〇)々(三一)或(三二)被流(三三)或(三四)被誅(三五)今(三六)平家一(三七)類(三八)繁(三九)昌(四〇)更(四一)無(四二)擿(四三)首(四四)者(四五)何(四六)末(四七)世(四八)有(四九)何(五〇)事(五一)見(五二)。

【釈文】

昔より源氏(「平か」)両氏、鳥の二つの翅(うば)のごとく、車の両つの輪に似たり。互ひに朝家に召し仕はれ、国家を護る棟梁なり。然るを、若し皇化に随はず、朝威を軽んずる者には、同じく之を誅罰せしむる間、敢へて世の乱れも無かりしに、保元(ひくわ)に為義剪られ、平治に義朝打たれし後は、末々の源氏共、少々有りと雖も、或いは流され或いは誅され、今は平家の一類のみ繁昌して、更に首を擿す者無し。何なる末の世にも何事か有らんとぞ見え(へ)し。

【校異・訓読】 1 「平敷」の傍書は本文と同筆か。「源平両氏」とあるべきところ。

【注解】 〇鳥の二つの翅のごとく、車の両つの輪に似たり 当該の譬

喩は、〈闘〉の独自異文。源平両氏を、鳥の左右の羽のように、車の両輪のように、互いに欠けてはならないものの譬喩として引く。この譬喩は、〈四・延・長・盛・覚・中〉では、三井寺から延暦寺に出された牒状に、「延暦、園城両寺者、門跡二雖(一)相分(二)、所(三)学是(四)同(五)円頓一味教文也。縦如(六)鳥之左右翅(七)。又似(八)車之二輪(九)」。 (一三九頁)。しかし、〈闘〉の当該句は、〈四・長〉「縦如鳥之二翅」

亦似「車一輪」〈長〉2—1—1（頁）に近いことから明らかなように、延暦寺への牒状に見える句を取り込んだものだろう。〈闘〉以外の諸本では、この「三井寺から延暦寺への牒状」は、この時同様に出された「三井寺から興福寺への牒状」と、それらに対する「興福寺から三井寺への返牒」という三点セットで巻四該当部に置かれてあるのだが、〈闘〉は返牒のみを巻五に取り込み、「延暦寺への牒状」に見る当該句を、源平両氏の譬喩としてここに取り込んだのである。このように本来巻四にあるべきはずの返牒記事を、〈闘〉が巻五に取り込んでいることから、〈闘〉には、巻四は構想されていなかった可能性を指摘したが（早川厚一①八頁）、当該句の場合も同様な事情を想定することができよう。〈名義抄〉「翅 ツハサ ハネ」（僧中六三二）。

○国家を護る棟梁なり 〈闘〉の独自異文。同文は見られないが、源平両氏を「朝家を護る」存在とする見方は、他にも見出せる。〈延〉で示せば次のとおり。「源平両氏、肩ヲ並テ、互ニ朝敵ヲ被鎮キ」〈卷一—九三ウ〉、「昔ヨリ源平両家、朝家ノ御守ニテ帝王ノ宮仕ヲ仕ル」〈卷十一—二〇オ〉、「源平両家初テ朝家ニ召仕テヨリ以来、源氏ノ狼藉ヲ平氏ヲ以テ鎮メ、平氏ノ狼藉ヲ源氏ヲ以テ鎮ラル。互ニ牛角ノ如ニテ候キ」〈卷十一—七三ウ〉。

○朝威を軽んずる者には、同じく之を誅罰せしむる間、敢へて世の乱れも無かりしに 前項の〈延〉巻十一の事例に見るように、源氏の朝敵行為には平氏が鎮め、平氏の朝敵行為には源氏が鎮めることにより、これまで世の乱れがなかったとする。ところが、保元

に為義が斬られ、平治に義朝が討たれたため、平家のみが繁昌することになった。その結果、その後の平家や義仲の朝敵行為に対し、彼等を討とうとしたのは、後白河院近臣（成親・西光親子・知康等）であった。あるいは、後白河院の子以仁王であった。しかも彼等の平家討滅の動機は、平家への私怨や王位への野望であったとして、鹿谷事件や山門事件、さらには以仁王の挙兵や法住寺殿合戦が批判されるのである。朝憲を軽んじた平家は、朝家の命を受けた源氏によって討伐されるべきであるというのが『平家物語』の歴史理解である。源氏の者の中で、平家討滅を策した者もいた。源頼政である。しかし、頼政の動機も平家（宗盛）への私怨によるものであった。故に、平家討滅を果たした頼朝には、以仁王の令旨ではなく、後白河院の院宣が必要とされるのであろう（早川厚一②九四頁）。

○何なる末の世にも何事か有らんとぞ見えし 〈闘〉では、「鱸」説話を挿んで、「吾身栄花」話末では、「帝闕も仙洞も争か此れには過ぐべしと、目出たくぞ見えし」（本全釈七—七頁）と締め括り、本話でも、「何なる末の世にも何事か有らんとぞ見えし」と締め括る。が、それらの話末は、言祝ぎの「言葉とは裏腹に、歴史の新たな展開のなかで平家が滅亡してゆくことを暗に予告する暗示性が与えられている」（美濃部重克八一頁）と読むべきであろう。しかし、〈闘〉の場合は、その間に「鱸」説話を挿むように、両記事の話末を、いずれも平家の栄華を言祝ぐ一節として読ませようとするのであろう（本全釈七—九頁）。

## 【引用研究文献】

\* 黒田彰「中世叢林の学問—康頼、覚明のこと—」（国文学解釈と鑑賞五七—三、一九九二・3）

\* 早川厚一①『源平闘諍録』は五冊本で成立したか」（名古屋学院大学研究年報三三、二〇一〇・12）

\*早川厚一②『平家物語』の歴史観（名古屋学院大学論集「人文・自然科学篇」三三一―一、一九九五・七。『平家物語』を読む―成立の謎をさぐる―に改変の上再録。和泉書院二〇〇〇・三。引用は後者による）

\*美濃部重克『平家物語』序章考（南山国文論集一〇、一九八六・三。『観想 平家物語』に改変の上再録。三弥井書店二〇二一・八。引用は後者による）

【原文】

四 内与院御中不和之事

雖然○過元元々年七月鳥羽法（諱云宗仁）晏駕後（七月二日御年五十四）兵革打次死罪流刑解官停任常被行○海内不静○世間未落居就中○自永曆庇保之比内与諱云守仁二条院也院（諱云雅仁後白河院）祖父子（皇也）御中和之間内近習者、自院御方戒之○院近習者、從内御方有御戒○然則高賤恐憚無心安心猶如臨深淵履薄水主上上皇（院也）父子御中可有何事御隔有思外事共是世及澆季人凶惡為先○故也

【釈文】

四 内と院と（永曆）御中（庇保の比）不和の事

然りと雖も過ぎぬる保元元年七月、鳥羽法（諱を宗仁と云ふ）晏駕の後（七月二日。御年五十四）は、兵革打ち次ぎ、死罪・流刑・解官・停任常に行はれて、海内も静かならず、世間も未だ落居せず。就中永曆・庇保の比より、内（諱を守仁と云ふ。二条院なり）と院（諱を雅仁と云ふ。後白河院）と祖父子（「皇なり」）の御中不和の間、内の近習者をば院の御方より之を戒め、院の近習者をば内の御方より御戒め有り。然れば則ち、高きも賤しきも恐れ憚り、安き心も無し。猶深淵に臨んで薄水を履むがごとし。主上・上皇（院なり）父子の御中なれば、何事の御隔ての有るべきなれども、思ひの外なる事共有りけり。是れも世澆季に及びて、人には凶悪を先と為る故なり。

【校異・訓読】 1 これまで「皇歟」と翻刻されてきたが、卷一上―一〇オ欄外注の「歟」と「也」の書き分けからしても、ここは「皇也」。〈全注闕〉（上―九六頁）は正しく翻刻する。

【注解】○内と院と（永曆）御中（庇保の比）不和の事 未刊国文資料『源 前後の話末では、いずれも平家の栄華を言祝ぐ形で締め括るように、平闘諍録』でも、〈全注闕〉も、四話の初めを、前節からとする。し 「三 清盛継其跡栄事」の話末は、前節の話末がふさわしいと考える。かし、〈闕〉は、前節の注解「何なる末の世にも何事か有らんとぞ見えし」に記したように、平家の栄華の始まりを記す「鱸」説話を挿んで、 記の「永曆」と「庇保の比」は、内と院との確執が始まった時期を記

したもので、本文中の「永曆・応保の比」に対応する。○然りと雖も過ぎぬる保元元年七月〈闘〉の独自異文。なお前節（諸本では「吾身榮華」の話末）と、本話（諸本では「二代后冒頭話」との間に、〈延・南・屋・覚〉のように、「祇王」を置いて、本話の唐突感は否めない。故に、これまでも様々な構想論が明らかにされている（盛全釈六―一三頁の注解「去ヌル保元々年ニ、鳥羽院晏駕ノ後ハ：」参照）。それらの論から明らかとなるように、本話から、新たな物語が構想されようとしていることは確かであろう。とすれば、どのような物語が新たに始まろうとするのか。前節では、保元の乱で為義が、平治の乱で義朝が討たれて後は、平家の一類ばかりが繁昌して、「更に首をかし擡さす者無し。何なる末の世にも何事か有らんとぞ見えし」と、平家の世を言祝ぐ形で終わっていた。しかし、本話では、再び時間を遡らせ、保元元年七月に鳥羽法皇が崩御の後は、保元の乱、平治の乱と戦乱が続き、海内も静かとならず、世間も落ち着くことはなかった。取り分け平治の乱後の永曆・応保の頃からは、後白河院と二条天皇との親子の中が不和となり、世の紊乱はますます進行することになったとする。つまり、保元・平治の乱は、平家に榮華をもたらしたものの、その一方朝廷内では、後白河院と二条天皇との確執が生じ、後白河院派が勝利を収めた後も、院側近の者達（成親や西光等）が、私怨等により、台頭してきた平家を倒そうとして、後白河院を巻き込んでいく様をこの後描こうとするのであろう（早川厚一、五〇～六一頁）。○鳥羽法《皇》《諱を宗仁と云ふ》注記記事は、〈闘〉の独自記事。こうした注記記事が〈闘〉には多く見られるが、特に卷一上に頻出する（本全釈五一九頁「仁平三年〈癸酉〉」の注解参照）。諱に関わる注記記事

をより詳細に見れば、〈闘〉全体で十五あるが、記載順に記せば次のとおり。卷一上―聖武・（鳥羽・二条・後白河）・（清和・陽成・六条）・（高倉・一条・三条）・堀河、卷一下―（鳥羽・後白河）、卷五―（聖武・孝謙）。括弧で括ったグループは、本段の鳥羽・二条・後白河のように、同一の記事中に記されていることを示す。やはり、卷一上に集中し、各天皇の初出記事に諱が記されるわけではなく、鳥羽・後白河のように、二箇所に諱が記される事例もある。これらの例からも、諱の注記は、〈闘〉の本文生成段階で付された注解的な記事であることが分かる。『愚管抄』鳥羽 十六年。諱宗仁（旧大系一〇七頁）。○晏駕の後七月二日。御年五十四。注記記事は、〈闘〉の独自記事。先に「保元二年七月」とあるにもかかわらず、より詳細な日付と享年が書き込まれたもの。『愚管抄』「保元元年七月二日崩御。五十四」（旧大系一〇七頁）。○海内 国内の意。『仲文章』「海内者、天下人世、皆有海内」（『仲文章注解』六八頁）。次に引く〈延〉の「国土」の用例と同じ意であろう。〈全注釈〉（上―八九頁）は、海内が「広く日本全国をいう」のに対し、「世間」は、それに対して「京都の政界をいう」とする。〈延〉「哀レ、（重盛公の）御命ノ長ラヘテ、世ノ政ヲ助マシマサンニハ、イカニ世間モ穩ヤカニ、国土モ静ナラマシ」ト、万人惜奉ルト云ヘドモ甲斐ナシ」（卷四一九六ウ）。○就中永曆・応保の比より…永曆（二一六〇）から応保（二一六一）の頃より、院内の確執が始まったとする点は、〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉同。ただし、『愚管抄』には、「サテコノ平治元年ヨリ応保二年マデ三四年方程ハ、院内、申シ合ツ、同ジ御心ニテイミジクアケル程ニ、主上ヲノロヒマイラセケルキコエアリテ…」（旧大系三三八頁）とある。『愚管抄』によれば、

平治元年（一一五九）から応保二年（一一六二）にかけて、三、四年の間、院内の仲は良好であったとする。しかし、『愚管抄』には、その前後に、平治二年正月や、応保二年六月の、院や内の側近達の内や院への暴挙が記されているように、院内の関係は良好であったものの、双方の近臣達によって事件は起こされたと解することになる（佐伯真一、五三頁）。に対し、『平家物語』では、永曆・応保の頃より、院と内との確執が始まっていたと読むことになろう。その点、〈闘〉は、「御中不和」と明確に記す。さらに、〈盛〉は、院と内の確執を記した後、「主上トハ二条院、上皇トハ後白川法皇、此法皇ノ御讓ニテ主上ハ御位ニ即給フ。父子ノ御中ナレバ、百行ノ中ニ孝行尤第一也。上皇ノ叡慮ニ叶御座ベキニ、サモナクテ角思ノ外ノ事共アリ」（一―八三頁）と二条天皇を批判する。『平家物語』がこのように院と内との確執を早い頃から描こうとするのは、この後に記す「二代后」事件（二条天皇への多子の入内は、永曆元年正月）を、院と内の確執の最たる事件として描こうとすることに関わろう（〈盛全釈〉六一―四―一五頁）。但し、人事権を廻る二条天皇と後白河院との関係については、応保元年四月頃までは、二条天皇は、貴族社会の慣習・通例から外れた後白河院からの無理な人事要求を受け容れていたが、九月頃になると、藏人頭雅頼や、長く院の取次院司を務めた行隆を排除し、政務に練達した藏人頭・藏人を上奏に加え、本来の天皇中心の政治体制を取ろうとしていたという（曾我良成四―八頁）。○内〈諱を守仁と云ふ。二条院なり〉注記記事は、〈闘〉の独自記事。『愚管抄』二條 七年。諱守仁（旧大系一一二頁）。○院〈諱を雅仁と云ふ。後白河院〉注記記事は、〈闘〉の独自記事。『愚管抄』後白河 三年。諱雅仁（旧大系一一二頁）。○

祖父（皇子なり）の御中不和の間 〈闘〉の独自異文。この後にも、「主上・上皇〈院なり〉父子の御中なれば、何事の御隔ての有るべきなれども」とあり、重複の嫌いがある。〈闘〉巻一下「十八 康頼於島造千本率都婆」に、昔の蘇武は五言の詩を作って母の恋しさを止め、今の康頼は二首の歌を読んで親の思いを慰めたことを記した後で、「彼、雲上此、涛、上、彼、唐朝此、我朝、和漢境雖異、祖子、契是同」（三六ウ）とある。傍線部の「祖子」は「おやこ」とよんで良からう。『今昔物語集』には、「祖子」を「おやこ」とよむ事例が多数ある。とすれば、中世の古辞書等に同様の例は見出し得ていないが、「祖父子」で「おやこ」とよむ可能性もあろうか。あるいは、もともとは「祖子（おやこ）」とあったが、「祖子」は「父子」の意と解した編者が、「祖」の横に「父」と付した。しかし、書写の際に傍書が取り込まれて「祖父子」となったとも考えられようか。なお、「子」の傍書「皇也」は、〈全注闘〉が指摘するように、後文の「上皇」の「院也」という傍注に対応するもので、子とは二条天皇であることを示すのであろう（上―九七頁）。但し、傍書「皇也」の「也」が、卷上一一〇オ欄外注の「也」の字体と一致することからすれば、脱文が補われたのではなく、恐らくは書写後のある時点において付された注釈記事と考えられよう。○主上・上皇〈院なり〉父子の御中なれば… 以下の記事は諸本に見られるが、〈延・長〉はこの前に、〈盛〉はこの後に、院と内双方の具体的な確執記事を記す。これらは挿入記事との見方もあったが、むしろ〈四・闘・南・屋・寛・中〉が省略したのであろう（佐伯真一、五二―五三頁）。〈盛全釈〉「就中永曆応保ノ比ヨリ、禁裏ノ近習ヲバ仙洞ヨリ被召禁…」（六一―一四頁）の注解参照。



## 【引用研究文献】

\* 佐伯真一①『「平家物語」の『愚管抄』依拠―四部本研究の予備作業として―』（帝塚山学院大学研究論集一八、一九八三・12。『平家物語遡源』若草書房一九九六・9再録。引用は後者による）

\* 曾我良成「二条天皇と後白河上皇の応保元年」（名古屋学院大学論集言語・文化篇三二―2、二〇一一・3）

\* 早川厚一『平家物語を読む―成立の謎をさぐる』（和泉書院二〇〇〇・3）

## 【原文】

## 五 二条院恋先朝后宮御事

主上申還<sup>マ</sup>法<sup>フ</sup>皇<sup>ク</sup>仰<sup>ヲ</sup>中<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>驚<sup>シ</sup>耳目<sup>ヲ</sup>世<sup>ヲ</sup>以大<sup>ケ</sup>傾<sup>ケ</sup>申<sup>ケル</sup>御事<sup>ニ</sup>（一）故<sup>ニ</sup>近<sup>ニ</sup>衛<sup>衛</sup>院<sup>院</sup>后<sup>后</sup>申<sup>申</sup>大<sup>大</sup>皇<sup>皇</sup>大<sup>大</sup>后<sup>后</sup>宮<sup>宮</sup>者<sup>者</sup>左<sup>左</sup>大臣<sup>臣</sup>經<sup>經</sup>宗<sup>宗</sup>卿<sup>卿</sup>御<sup>御</sup>母<sup>母</sup>宇<sup>宇</sup>治<sup>治</sup>左<sup>左</sup>大臣<sup>臣</sup>殿<sup>殿</sup>養<sup>養</sup>子<sup>子</sup>也  
從<sup>從</sup>中<sup>中</sup>宮<sup>宮</sup>上<sup>上</sup>大<sup>大</sup>皇<sup>皇</sup>大<sup>大</sup>后<sup>后</sup>宮<sup>宮</sup>給<sup>給</sup>奉<sup>奉</sup>後<sup>後</sup>先<sup>先</sup>帝<sup>帝</sup>御<sup>御</sup>座<sup>座</sup>後<sup>後</sup>（二）移<sup>移</sup>住<sup>住</sup>九<sup>九</sup>重<sup>重</sup>外<sup>外</sup>近<sup>近</sup>衛<sup>衛</sup>河<sup>河</sup>原<sup>原</sup>御<sup>御</sup>所<sup>所</sup>御<sup>御</sup>座<sup>座</sup>先<sup>先</sup>朝<sup>朝</sup>后<sup>后</sup>宮<sup>宮</sup>渡<sup>渡</sup>御<sup>御</sup>古<sup>古</sup>目<sup>目</sup>幽<sup>幽</sup>御<sup>御</sup>消<sup>消</sup>息<sup>息</sup>ナリ  
永<sup>永</sup>曆<sup>曆</sup>心<sup>心</sup>保<sup>保</sup>比<sup>比</sup>御<sup>御</sup>年<sup>年</sup>成<sup>成</sup>ケ<sup>レ</sup>御<sup>御</sup>廿<sup>廿</sup>三<sup>三</sup>少<sup>少</sup>過<sup>過</sup>御<sup>御</sup>程<sup>程</sup>也<sup>也</sup>然<sup>然</sup>有<sup>有</sup>天<sup>天</sup>下<sup>下</sup>第<sup>第</sup>一<sup>一</sup>美<sup>美</sup>人<sup>人</sup>聞<sup>聞</sup>主<sup>主</sup>上<sup>上</sup>染<sup>染</sup>色<sup>色</sup>（三）御<sup>御</sup>心<sup>心</sup>竊<sup>竊</sup>詔<sup>詔</sup>高<sup>高</sup>力<sup>力</sup>士<sup>士</sup>及<sup>及</sup>令<sup>令</sup>引<sup>引</sup>求<sup>求</sup>外<sup>外</sup>宮<sup>宮</sup>忍<sup>忍</sup>テ  
彼<sup>彼</sup>宮<sup>宮</sup>有<sup>有</sup>御<sup>御</sup>消<sup>消</sup>息<sup>息</sup>（四）雖<sup>雖</sup>然<sup>然</sup>宮<sup>宮</sup>敢<sup>敢</sup>不<sup>不</sup>被<sup>被</sup>聞<sup>聞</sup>食<sup>食</sup>入<sup>入</sup>（五）忍<sup>忍</sup>兼<sup>兼</sup>御<sup>御</sup>思<sup>思</sup>常<sup>常</sup>連<sup>連</sup>早<sup>早</sup>頭<sup>頭</sup>（六）帆<sup>帆</sup>（七）可<sup>可</sup>有<sup>有</sup>入<sup>入</sup>内<sup>内</sup>之<sup>之</sup>由<sup>由</sup>右<sup>右</sup>大<sup>大</sup>臣<sup>臣</sup>家<sup>家</sup>被<sup>被</sup>下<sup>下</sup>宣<sup>宣</sup>旨<sup>旨</sup>（八）

## 【釈文】

## 五 二条院（前朝の内）、先朝の後の宮を恋ひ御事

主上、法皇の仰せを申し還させたまふ中に、人の耳目を驚かし、世以て大きに傾け申しける御事は、<sup>1</sup>故近衛院の後大皇太后宮と申しけるは、左大臣の經宗卿の御母、宇治の左大臣殿の養子なり。中宮より大皇太后宮にぞ上り給ひける。先帝に後れ奉り御座して後、九重の外近衛の河原の御所に、<sup>2</sup>移り住ませ御座しけり。先朝の後の宮にて渡らせ御しければ、古目かしく幽かに御す消息なり。永曆・応保の比は、御年廿三に成らせ御しければ、少し過ぐる御程なり。然るに、天下第一の美人の聞こえ（へ）有りければ、主上色に染める御心にて、<sup>4</sup>竊に高力士に詔じて、<sup>3</sup>外宮に引き求めしむるに及び、忍びて彼の宮に御消息有り。然りと雖も、宮敢へて聞こし食し入れられず。忍び兼ねたる御思ひ、常連早帆に顯れて、入内有るべき由、右大臣家に宣旨を下さる。

【校異・訓読】 1 「故近衛院」。注解「故近衛院」参照。2 「移住」。3 「成レハ御」。4 欄外に「竊」。

【注解】 ○二条院（前朝の内） 本文では、「主上」と記す二条天皇を、上の目次に付されたことを除く総ての注記は、その話がいつの頃の話目次では「二条院」と記していて、本文と目次では対応していない。 であるかを記すものであるように、この場合の「前朝の内」は、「前朝」

なお、傍書「前朝の内」は、「二条院」に付された注ではない。卷一 すなわち「先朝」の意で、近衛天皇の頃の話と解したのであろう。し

かし、この話は、本文中に「永曆・応保の比」とするように、二条天皇の御代の話である。本文を理解しない注と言えよう。○主上、法皇の仰せを申し遷させたまふ中に……前段の院と内の確執話を受け、その確執の中でも、これから記す「二代后」事件こそ、最たる事件であることが明かされる。諸本同。○故近衛院 底本には、「故近衛院」とある。「故に」は、本文を解さない付訓。本文成立後に付された付訓だろう。○大皇太后宮 「太皇太后宮」が正しい。〈盛全釈〉(六―二七頁) 参照。近衛天皇の後藤原多子(一一四〇―一一二〇)。保元三(一一五八)年二月、太皇太后宮となる。近衛天皇は、十七歳で久寿二年(一一五五)没。○左大臣の経宗卿の御母 多子を、左大臣経宗の母とするのは、〈鬪〉の独自異文。〈延・盛〉「左大臣公能公御娘」(〈延〉巻一―四二ウ)、〈四・長・南・屋・覚・中〉「右大臣公能公の御娘」(〈覚〉上―三〇頁)。多子は、右大臣公能の娘。多子の父を記すのでなく、ここで唐突に、多子が経宗の母と記すのはおかしく、本来は、他本のように、多子の父を記すべきところ。この誤りは、〈延・盛〉が共に公能の官職を「左大臣」とし、〈南・屋・覚・中〉が、共に「大炊御門」(〈覚〉上―三〇頁)とするように、〈鬪〉編者は、極官が「左大臣」であり、公能と同様に「大炊御門」とも呼ばれていた「経宗」をここで想起したため生じた誤りであろう。しかし、そのように考えても、「御母」とする点もおかしい。あるいは、〈延・長〉が、「故近衛院ノ后、太皇太后宮ト申ハ、左大臣公能公御娘、御母ハ中納言俊忠娘ナリ」(〈延〉巻一―四二ウ)と、多子の「御母」を次に記すことと関係するか。とすれば、「御娘」を脱落させたために生じた意改記事の可能性を想定すべきであろうか。○宇治の左大臣殿

の養子なり 多子が頼長の養女であったとするのは、〈鬪〉の独自異文。〈尊卑〉「頼長ノ女子〈多子、実者公能公女〉」(一―六五頁)。○中宮より大皇太后宮にぞ上り給ひける 中宮(皇后)となったのは、久安六年(一一五〇)三月、太皇太后宮になったのは、近衛天皇崩御(久寿二年(一一五五)七月二十三日)後の保元三年(一一五八)二月のこと。○近衛の河原の御所 〈集成〉「賀茂川東、近衛通末にあった」(上―四三頁)。〈盛全釈〉の注解「近衛川原ノ御所」(六―一八頁)参照。○先朝の後の宮にて渡らせ御しければ 〈四・盛・南・屋・覚・中〉同。〈延〉「先帝ノ故宮ニ」(巻一―四二ウ)、〈長〉「先朝故宮にして」(一―四三頁)。〈延・長〉では、近衛河原御所が故近衛帝の御所であったとする。に対して、〈鬪〉等では、先帝近衛院の后宫でいらっしたので、古めかしくあるかなきかのお住まいぶりであったとする。○永曆・応保の比は、御年廿三に成らせ御しければ 多子の二条天皇への入内は、永曆元年(一一六〇)一月二十六日(『帝王編年記』)。多子は、この時二十二歳。それを、〈四・鬪・延・長・盛・南〉は、「永曆・応保の比」(一一六〇―一一六三)とし、〈屋〉「長寛ノ比」(一一六三―一一六五)、〈覚〉「永曆のころほひ」(一一六〇―一一六一)、〈中〉「応保長寛のころをい」(一一六一―一一六五)とする。多くの諸本が、「永曆・応保の比」とするのは、前段で、院と内の確執が「永曆・応保の比」より始まったとすることと関わり。その院と内との最たる確執が「二代后」事件だったとするのである。に対して、〈屋〉が「長寛ノ比」、〈中〉が「応保長寛のころをい」とするのは、確執が始まってから数年後のこととする設定のためであろう。○少し過ぐる御程なり 女性にとって、二十二、三の歳が、女の盛りをやや過ぎた頃とす

る認識は、〈四・延・長・南・覚・中〉同。〈延〉「御サカリモ少シ過サセケレドモ」（巻一―四二ウ）。流布本『平治物語』「常葉は今年廿三、こずゑの花はかつちりて、すこしさかりはすぐれ共、中々見所あるにことならず」（旧大系四五七頁）。に対して、『梁塵秘抄』には、「女の盛りなるは、十四五六歳廿三四とか 三十四五にし成りぬれば、紅葉の下葉に異ならず」（新大系一一一頁）と、女盛りは、十四歳から二十四歳の頃までとされる。植木朝子は、御伽草子に十代の女の年齢として見えるのは、ほとんどが十三か十七八であるが、十七八が女盛りの類型的表現であるのに対し、十三は恋あるいは結婚に関してはそれが成立する最低限の年齢であったとする（六一頁）。また、小野恭靖によれば、女盛りを十七八とする用例は室町小歌を嚆矢とし、中世の後期になってから「十七八」の表現が定着したとする（七頁）。『平家物語』の場合は、遅くても二十歳頃までを女盛りとするのである。○主上色に染める御心にて 二条天皇が好色の気持から多子を再入内させたとする点、諸本同。院と内との最たる確執である多子の再入内が、実は二条天皇の好色から発したものであったとして批判的に描こうとすることと関わろう。しかし、多子の再入内の事情としては、次に見るように多様な指摘がなされている。例えば、河内祥輔は、多子の入内は、故鳥羽院に対する叛逆と見られても仕方のないものであったという。というのは、鳥羽法皇は二条を近衛の後継者とする証に、美福門院所生の娘である姝子を二条に配したからである。多子の入内の頃、姝子は、内裏を去っている。鳥羽法皇の遺志を無視した二条の行動に対して、美福門院は怒り、貴族の心が二条から離れることとなり、結果、後白河院の復権を許す切掛けを与えることになった

とする（一六〇～一六三頁）。に対して、佐伯智広は、多子の再入内は美福門院が反対していれば実現しなかったはずであり、実際には美福門院も多子の再入内を容認していたはずとする（五八頁）。さらに、佐伯は、応保元年（一一六一）十二月十七日の育子入内（藤原実能の女、基実の猶子）の前段階として、永暦元年（一一六〇）一月二十六日の多子再入内に注目する。多子の再入内は、これまで後白河外戚として院政派の中核であった徳大寺家を取り込み、親政派に転じさせるきっかけになったとする（五五～五六頁）。また、保立道久は、多子の再入内の背景に、佐伯の論を援用して、姝子が上西門院の養女として後白河に連なっていることへの二条の反発があったのではないかとする。さらに、その再入内を推進したのは信西であり、このことが後白河の怒りを引き、平治の乱を引き起こすことになったと考える（一〇六～一〇九頁）。○竊に高力士に詔じて、外宮に引き求めしむるに及び（全注釈）（上―九三頁）が指摘するように、この一節は『長恨歌伝』による。多子の入内を楊貴妃入内と重ね、二条天皇を玄宗皇帝になぞらえる。のちに、安祿山の乱を招き、世を混乱に陥れた玄宗皇帝に二条天皇をなぞらえることにより、父後白河院の意に背く二条天皇を批判しようとするのである。『平家物語』は、このように、不孝の天皇として二条天皇を描くのに対し、高倉天皇は孝子というように対称的に描く。そして、もう一人の子以仁王に対しては、王位への野望を抱いていたために、頼政の勸説に応じて由なき謀叛に与することになったと批判的に描いている（早川厚一、七一～七四頁）。○常連「常連」を「ひたすら」とよむ訓例、中世古辞書に未見。〈闘〉には、卷一上―一五ウに「常連」<sup>（ヒタスラ）</sup>、卷八上―一五ウに「常偏夷」<sup>（ヒタスラ）</sup>（常偏（ひたすら）



の夷)あり。

【引用研究文献】

- \* 植木朝子「十四歳をうたう歌謡―『宗安小歌集』の二首をめぐる―」(日本文学一九九九・9。『中世小歌 愛の諸相―『宗安小歌集』を読む』森話社二〇〇四・3 再録。引用は後者による)
- \* 小野恭靖「子どもを歌う歌謡史―中世日本における子どももの年齢範囲―」(日本文学二〇〇二・7)
- \* 河内祥輔『保元の乱・平治の乱』(吉川弘文館二〇〇二・6)
- \* 佐伯智広「二条親政の成立」(日本史研究五〇五、二〇〇四・9)
- \* 早川厚一『平家物語を読む―成立の謎をさぐる』(和泉書院二〇〇〇・3)
- \* 保立道久『義経の登場 王権論の視座から』(日本放送出版協会二〇〇四・12)

【原文】

此事於天下ニ殊<sup>ニ</sup>勝<sup>タル</sup>事故<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>公卿僉議<sup>ニ</sup>各意見<sup>ニ</sup>云先尋<sup>ニ</sup>異朝<sup>ノ</sup>先蹤<sup>ヲ</sup>者則<sup>チ</sup>天皇<sup>ノ</sup>后有<sup>リ</sup>立<sup>テ</sup>太宗<sup>ノ</sup>高宗<sup>ノ</sup>兩<sup>ノ</sup>帝<sup>ノ</sup>后<sup>ノ</sup>事<sup>ト</sup>彼<sup>レ</sup>后<sup>ト</sup>申<sup>テ</sup>唐<sup>ノ</sup>太宗<sup>ノ</sup>皇帝<sup>ノ</sup>后<sup>ト</sup>奉<sup>テ</sup>高<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>皇帝<sup>ノ</sup>者<sup>ニ</sup>繼<sup>母</sup>也<sup>ト</sup>大<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>崩<sup>レ</sup>御<sup>ノ</sup>後<sup>ト</sup>下<sup>ニ</sup>御<sup>ノ</sup>髮<sup>ヲ</sup>籠<sup>居</sup>盛<sup>ニ</sup>(感歎)業<sup>ノ</sup>寺<sup>ニ</sup>當<sup>テ</sup>帝<sup>ノ</sup>高<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>曰<sup>ク</sup>願<sup>ハ</sup>君<sup>ノ</sup>入<sup>リ</sup>宮<sup>ニ</sup>至<sup>テ</sup>助<sup>政</sup>給<sup>ト</sup>雖<sup>シ</sup>天<sup>ノ</sup>使<sup>ニ</sup>五<sup>度</sup>來<sup>テ</sup>敢<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>隨<sup>ハ</sup>爰<sup>ニ</sup>帝<sup>ノ</sup>自<sup>ラ</sup>臨<sup>幸</sup>盛<sup>業</sup>寺<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>朕<sup>ノ</sup>敢<sup>テ</sup>非<sup>レ</sup>遂<sup>ニ</sup>私<sup>ニ</sup>志<sup>ヲ</sup>只<sup>ニ</sup>為<sup>テ</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>也<sup>ト</sup>雖然<sup>シ</sup>皇<sup>ノ</sup>后<sup>ト</sup>無<sup>ク</sup>靡<sup>御</sup>心<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>テ</sup>御<sup>ノ</sup>勅<sup>ヲ</sup>答<sup>テ</sup>者<sup>ノ</sup>為<sup>テ</sup>奉<sup>レ</sup>訪<sup>シ</sup>先<sup>ノ</sup>帝<sup>ノ</sup>他<sup>ノ</sup>界<sup>ニ</sup>適<sup>入</sup>積<sup>門</sup>再<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>還<sup>ル</sup>塵<sup>界</sup>爰<sup>ニ</sup>皇<sup>ノ</sup>帝<sup>ノ</sup>勸<sup>テ</sup>合<sup>テ</sup>内<sup>ノ</sup>外<sup>ノ</sup>群<sup>籍</sup>誣<sup>誣</sup>雖<sup>シ</sup>勸<sup>テ</sup>還<sup>ル</sup>幸<sup>ラ</sup>皇<sup>ノ</sup>后<sup>ト</sup>確<sup>然</sup>不<sup>レ</sup>飄<sup>ル</sup>雖然<sup>シ</sup>扈<sup>從</sup>群<sup>ノ</sup>公<sup>等</sup>横<sup>ニ</sup>如<sup>シ</sup>奉<sup>テ</sup>取<sup>リ</sup>奉<sup>テ</sup>入<sup>リ</sup>宮<sup>ニ</sup>高<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>在<sup>リ</sup>位<sup>ニ</sup>三<sup>十</sup>四<sup>年</sup>國<sup>ノ</sup>靜<sup>民</sup>樂<sup>皇</sup>帝<sup>ノ</sup>与<sup>テ</sup>皇<sup>ノ</sup>后<sup>ト</sup>一<sup>人</sup>治<sup>政</sup>故<sup>ニ</sup>彼<sup>レ</sup>御<sup>ノ</sup>時<sup>ヲ</sup>申<sup>テ</sup>一<sup>ノ</sup>和<sup>御</sup>宗<sup>ト</sup>高<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>崩<sup>レ</sup>御<sup>ノ</sup>之後<sup>ニ</sup>皇<sup>ノ</sup>后<sup>ト</sup>為<sup>テ</sup>女<sup>ノ</sup>帝<sup>ト</sup>治<sup>テ</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>一<sup>年</sup>号<sup>ヲ</sup>改<sup>メ</sup>神<sup>功</sup>元<sup>年</sup>周<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>孫<sup>ト</sup>故<sup>ニ</sup>改<sup>メ</sup>唐<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>号<sup>ス</sup>大<sup>ノ</sup>周<sup>ト</sup>則<sup>チ</sup>天<sup>ノ</sup>聖<sup>ノ</sup>皇<sup>ノ</sup>帝<sup>ト</sup>爰<sup>ニ</sup>臣<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>歎<sup>テ</sup>云<sup>ク</sup>先<sup>ノ</sup>帝<sup>ノ</sup>崩<sup>レ</sup>御<sup>ノ</sup>後<sup>ト</sup>相<sup>ニ</sup>繼<sup>テ</sup>大<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>世<sup>ト</sup>合<sup>テ</sup>一<sup>ノ</sup>統<sup>ニ</sup>營<sup>其</sup>功<sup>ノ</sup>(功)統<sup>古</sup>今<sup>ノ</sup>可<sup>レ</sup>言<sup>ハ</sup>無<sup>レ</sup>類<sup>雖</sup>然<sup>シ</sup>非<sup>レ</sup>無<sup>ク</sup>天<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>願<sup>ハ</sup>去<sup>テ</sup>位<sup>ヲ</sup>令<sup>メ</sup>長<sup>シ</sup>大<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>功<sup>ノ</sup>業<sup>ヲ</sup>給<sup>テ</sup>仍<sup>レ</sup>御<sup>ノ</sup>在<sup>リ</sup>位<sup>ニ</sup>申<sup>テ</sup>廿<sup>二</sup>年<sup>ト</sup>大<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>中<sup>ノ</sup>宗<sup>ノ</sup>皇帝<sup>ト</sup>奉<sup>テ</sup>授<sup>テ</sup>御<sup>ノ</sup>位<sup>ヲ</sup>給<sup>テ</sup>即<sup>チ</sup>有<sup>リ</sup>改<sup>メ</sup>元<sup>ヲ</sup>稱<sup>ス</sup>太<sup>ノ</sup>唐<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>龜<sup>元</sup>年<sup>ト</sup>即<sup>チ</sup>當<sup>テ</sup>我<sup>レ</sup>朝<sup>ノ</sup>文<sup>ノ</sup>武<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>皇<sup>ノ</sup>慶<sup>雲</sup>一<sup>年</sup>(乙巳)歲<sup>ニ</sup>此<sup>ハ</sup>為<sup>テ</sup>異<sup>ノ</sup>朝<sup>ノ</sup>先<sup>ノ</sup>規<sup>ノ</sup>之<sup>上</sup>別<sup>ノ</sup>段<sup>ノ</sup>事<sup>也</sup>於<sup>テ</sup>我<sup>レ</sup>朝<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>自<sup>ラ</sup>桓<sup>武</sup>天<sup>ノ</sup>皇<sup>ノ</sup>以<sup>テ</sup>來<sup>ニ</sup>至<sup>テ</sup>人<sup>ノ</sup>皇<sup>ノ</sup>七<sup>十</sup>余<sup>代</sup>未<sup>レ</sup>聞<sup>立</sup>二<sup>代</sup>后<sup>ノ</sup>例<sup>ヲ</sup>諸<sup>ノ</sup>卿<sup>一</sup>同<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>テ</sup>者<sup>ノ</sup>法<sup>ニ</sup>皇<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然<sup>シ</sup>之<sup>由</sup>雖<sup>シ</sup>令<sup>メ</sup>申<sup>テ</sup>給<sup>テ</sup>主<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>有<sup>リ</sup>仰<sup>ル</sup>者<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>無<sup>ク</sup>父<sup>ノ</sup>母<sup>ト</sup>忝<sup>ニ</sup>万<sup>ノ</sup>乘<sup>ノ</sup>宝<sup>ノ</sup>位<sup>ノ</sup>之<sup>上</sup>此<sup>ノ</sup>程<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>有<sup>リ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>任<sup>ル</sup>叡<sup>慮</sup>之<sup>様</sup>既<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>内<sup>ノ</sup>日<sup>ト</sup>時<sup>ヲ</sup>被<sup>レ</sup>宣<sup>下</sup>之<sup>上</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>テ</sup>子<sup>ノ</sup>細<sup>ニ</sup>

【釈文】

此の事、天下に於いて殊に勝れたる事故に、公卿僉議有り。各意見に云ひけるは、「先づ異朝の先蹤を尋ぬるに、則天皇皇后は太(大)宗・高宗兩帝の後に、立つ事有り。彼の后と申すは、唐の太(大)宗皇帝の后、高宗皇帝の奉(おんため)には継母なり。太(大)宗崩御の後、御髮を下

ろし、盛〔感か〕業寺に籠もり居たまへり。当帝高宗の曰はく、『願はくは君宮室に入りて政を助け給へ』と。天使五度来ると雖も、敢へて以て随ひたまはず。爰に帝自ら盛業寺に臨幸あつて曰はく、『朕敢へて私の志を遂げんには非ず。只天下の為なり』と。然りと雖も皇后、靡く御心無くして、御勅答に申されけるは、『先帝の他界を、訪ひ奉らんが為に、適釈門に入れり。再び塵界に還るべからず』と。爰に皇帝内外の群籍を勘へ合はせ、誣て還幸を勧むと雖も、皇后確然として飄らず。然りと雖も扈從の群公等、横に取り奉るがごとくにして、宮に入れ奉る。高宗<sup>4</sup>位に在ること三十四年、国静かに民樂しめり。皇帝と皇后と二人して政を治むる故に、彼の御時をば二和の御宇（宗）とぞ申しける。高宗崩御の後、皇后女帝と為て天下を治め、年号を神功元年と改む。周の王孫たる故に、唐の名を改めて、大周の則天聖皇帝と号す。爰に臣家、歎きて云はく、『先帝崩御の後、太（大）宗の世を相ひ継ぎて経営せしむること、其の功績（統）古今にも類ひ無しとぞ言ひつべし。然りと雖も天子無きにも非ず。願はくは位を去りて太（大）宗の功業を長からしめ給へ』と。仍りて御在位廿一年と申しけるに、太（大）宗の太（大）子中宗皇帝に御位を授け奉り給ふ。即ち改元有りて太（大）唐神龜元年と称す。即ち我が朝の文武天皇慶雲二年（乙巳）の歳に当たれり。

此れは異朝の先規たる上別段の事なり。我が朝に於いては、桓武天皇より以来人皇七十余代に至るまで、未だ二代の后に立ちたまふ例を聞かずと、諸卿一同に申されければ、法皇も、此の事然るべからざる由、申さしめ給ふと雖も、主上仰せ有りけるは、『天子に父母無し。万乗の宝位を忝くする上は、此れ程の事を叙慮に任せざるべき様や有る』とて、既に入内の日時を宣下せられける上は、子細に及ばず。

【校異・訓読】 1 〈延・長・南・屋〉に做えば、『立ちたまへる事有り』ともよめる。〈延〉「則天皇后ハ太宗、高宗両帝ノ后ニ立給ヘル事アリ」(巻一―四三オ)。2 「御心に靡くこと無くして」ともよめる。3 返り点は、「訪」とあるべきところ。4 〈四・延・長・盛〉「在位」。5 〈底〉「治」。6 「功」の字、「切」のようにも見える。朱による傍書「功」はそのためか。

【注解】 ○此の事、天下に於いて殊に勝れたる事故に 「此の事」とは、多子の二条帝への入内をいう。「殊に勝れたる事故に」は、〈延〉等に見るように、「殊ナル勝事ナリケレバ」(〈延〉巻一―四三オ)とあるのが良い。付訓「ニ」「タル」は本文成立後に付されたものか。○各意見に云ひけるは 〈四〉「各の進異見」(巻一―一七右)、〈南・屋〉「ヲノく意見ヲ申サル」(〈南〉上―五〇頁)、〈覚〉「各意見を言ふ」(上―三〇頁)、〈中〉「をのくいけんにいはく」(上―三一頁)。諸本の形に做えば、「各意見に云はく」とよむのが良いか。○太宗 生没年五九九―六四九年。在位は六二七―六四九年。底本は、「太宗」

と記すが、「太宗」が正しい。但し、〈南・屋〉等も「太宗」と記すように、普通に使用される用字法と考えて良いだろう。なお、太宗には帝王学の書とされる『帝範』や『貞観政要』がある。○奉為には「奉為」を「おんため」とよむ用法は、文書等にはよく見られる用法だが、当該例のように、文書以外での用例としては特異なものと言えよう。こうした用例が、〈閼〉には、当該例を含めて、六箇所に見られる。巻一上―②「奉為朝家」(三二ウ1)、巻一下―③「奉為朝家」(二〇ウ3)・④「奉為君」(二二オ7)・⑤「奉為君」(二六ウ5)・⑥「奉為君」(二二八オ3)。③は清盛に宛てた衆徒申状中

に見られる用例だが、当該例を含めて他は総て会話文中に見られる用例である点も特異と言えよう。○盛〔感か〕業寺 〈四〉「成業寺」、

〈延・長〉「盛業寺」、〈南・屋〉「感興寺」、〈盛〉「感業寺」、鎌倉本・斯道文庫百二十句本「盛興寺」。『新唐書』『旧唐書』によれば、「感業寺」が正しい。○高宗の曰はく 〈鬪〉には、「其一首の歌曰」（卷

一下―三五オ）の例に見るように、「曰」を「いはく」とよむ例も見られるが、「不言曰」（卷八上―一ウ）の例に見るように「のたまふ」とよむと考えられる例が、当該例を除いても十三例ある。こ

もそのようによんで良からう。『黒川本色葉字類抄』「曰」ノタマハクノタマフ（中五九ウ）。○天使五度来たと雖も、敢へて以て

随ひたまはず 高宗の使が五度来たとする点、〈延・長・盛・南・屋同〉四「幾度」（卷二―一七左）。こうした趣向は、『旧唐書』『新唐書』には見られない。五度の使にもかかわらず承引がないため、高宗は次に臨幸することになる。○朕敢へて私の志を遂げんとは非ず。只

天下の為なり 〈四・延・長・盛・南・屋〉同。但し、〈南・屋〉は、「只天下の為なり」を、〈屋〉「先帝太宗ノ代ヲ長カラシメ給ト也」（二九頁）

とする。高宗の則天皇后再入内への思いが、決して「私の志」によるものではなく、天下のためとするのは、好色のために入内を強行した二条天皇の行為と対照させようとするためであろう。○先帝の他界を訪ひ奉らんが為に、適釈門に入れり。再び塵界に還るべからず 〈四・

延・長・盛・南・屋〉同。武后の入内への頑なな拒否の理由・姿勢を記すことにより、この後、高宗が強引に入内させることとなる事情を記すことになる。○爰に皇帝内外の群籍を勸へ合はせ 〈四・延・長・

盛〉同。高宗は、国内外の（「内典外典の」とも解しうる）書物を博

搜して再入内の先例を捜し出し、内裏への還御を勧めたの意。二条天皇の場合は、異国の例（則天武后の例）はあるものの別段のことであり、我朝の例は無いとされ否定される。○誣て 〈四〉「誣て」（卷一―

一八右）。〈延〉「強キテ」（卷一―四三ウ）。〈名義抄〉「誣誣」（法上六三）。「誣」シヘタク、シブル、ヒロム、アザムク、イツハル、カコツ、シフ（法上六三）。○確然として 〈四・延〉同〈盛〉「確然トシテ」。

但し、蓬左本・静嘉堂本は「確然として」、〈長〉「くはくねんとして」（一―四四頁）、〈南〉「霍然トシテ」（上―五一頁）、〈屋〉「確然トシテ」（二九頁）。〈名義抄〉「確」カタシ、マコト、タカシ、アキラカニ（法中六）。○扈從の群公等 高宗の御付の者達。〈屋〉「高宗ノ近臣達」（二九頁）。○国静かに民樂しめり 高宗の在位三十四年の間、国土

は豊かとなり、善政が行われたことを意味する。先の高宗の言「只天下の為なり」に偽りがなかったことが明らかとなる。しかし、高宗の「治世は、『唐書』を見ても平穩とは言いがたく、美化が伺える」（〈延全注釈〉卷一―二五三頁）。二条天皇と対照させるための虚構とも見

うるか。○二和の御宇 〈延・長・盛〉同、〈四〉「仁和の御宇」（一八右）、〈屋〉「二化ノ御宇」（「化」の左に、別筆で「和長門マナ」とある。「二

の校異を記さず「和」の校異のみを記すことからすれば、異本注記の「マナ」は、〈四〉ではなく〈鬪〉である可能性もある）、〈南〉は欠

くが目移りによる脱落の可能性があろう。『旧唐書』『新唐書』によれば、則天武后の威勢が高宗に並ぶものであったため、天下の人は、「二聖」と言ったとする。「二和」とは、高宗と武后とが助け合って善政を行っ

たことを言うのであろうが、前項にも見るように、「二和の御宇」との呼称は、武后の治世を美化するための虚構と考えられようか。なお、

〈四・闘・延・長・盛・屋〉のように、高宗と武后との治世を、「国静ニ民楽メリ」「二和御宇」と好意的に評価するものを現在までのところ見出しえていない。○高宗崩御の後、皇后女帝と為て天下を治め、年号を神功元年と改む。高宗の崩御は、弘道元年（六八三）。その後、子の中宗が即位するも五十四日で廃され、その後睿宗が即位。武后が即位し、国号を周とした年を、〈闘・延・長・南・屋〉は「神功元年」（六九七）とするが、天授元年（六九〇）が正しい。○周の王孫たる故に、唐の名を改めて、大周の則天聖皇帝と号す。武后が、周の王孫を称したることについては、『新唐書』四に初見。〈四・屋〉「大周則天大上皇帝」、〈延〉「大周則天大皇帝」（四三ウ）、〈長・南〉「大（太）周則天大聖皇帝」。天授元年（六九〇）武后が即位し、国号を周とした時、武后は、「聖神皇帝」と称した。また、神龍元年（七〇五）武后が退位した時、子の中宗は、武后に「則天大聖皇帝」の尊号を与えた。後者の尊号に依拠するのだろうか。〈延全注釈〉（巻一―二五四頁）参照。○爰に臣下、歎きて云はく、以下「長からしめ給へ」まで、〈盛・南・屋・覺・中〉なし。これらの諸本が当該記事を欠く事情については、次項の注解参照。○先帝崩御の後、太宗の世を相ひ継ぎて経営せしむること、其の功績（統）古今にも類ひ無しとぞ言ひつべし。当該箇所を〈四・延・長〉は次のように記す。

〈四〉先帝太宗<sup>テウ</sup>経<sup>キョウ</sup>營<sup>エイ</sup>世<sup>セ</sup>其<sup>キ</sup>の功<sup>コウ</sup>統<sup>トウ</sup>世<sup>セ</sup>無<sup>ム</sup>類<sup>レイ</sup>可<sup>カ</sup>云<sup>ユ</sup>（一八左）

〈延〉先帝ノ高宗代ヲ経營シ給ヘル事、其功績、古今類ヒ無シト可謂（巻一―四四オ）

〈長〉先帝の太宗、世を経營し給へる事、其功をつぎて、古今たぐひなしといひつべし（一―四四頁）

〈四・闘〉が「功統」とするのは、「統」の旧字「績」と「績」との字形の近似による誤りと考えられるが、〈長〉が同箇所を「其功をつぎて」とすることからすれば〈四・闘〉の場合も、「其の功を統<sup>トウ</sup>ぎて」とよむ可能性もあろう。なお、いずれの諸本においても、「先帝」が太宗か高宗のいずれを指すか、太宗の世を統<sup>トウ</sup>いて経営したのは誰か、「其の功績」とは、誰の功績を言うのかが分かりづらい。〈四〉の場合、〈長〉に做えば「先帝の太宗」とよめるが、その場合、「其の功績」「其功をつぎて」とは誰のことを言うのかが分かりづらい。始祖の太宗のことではあるまい。ここは、太宗の後を継いだ高宗の功績を指すと考えるべきだろう。とすれば、〈四〉は、「先帝、太宗の世を経営したまふ其の功績、類無しと云ひつべし」とよめよう。〈長〉の「先帝の太宗」には、誤りがあると見るべきだろう。一方、高宗の天下経営の手腕を称讃する〈延〉の場合、そうした問題はない。以下は、高宗の治世は素晴らしかった。しかし、今は天子がいなくても同然であるとして、現在の武后の治世を批判する文脈となろう。その場合、先の、「天下ノ為」に「皇后ト皇帝」とが手を携えて「二和御宇」の世を作り上げたとする文脈と齟齬することになる。そしてそのようによんだからこそ、〈盛・南屋〉は、当該記事を欠くのであろう。前項の注解参照。では、〈闘〉の場合ほどのようによめるのか。「先帝」は、高宗を指そう。とすれば、〈全注闘〉は、「太宗世を」（上―一〇二頁）とよむが、ここは、「太宗の世を」とよむべきだろう。高宗崩御の後、始祖太宗の世を統<sup>トウ</sup>いて経営し、その功績は古今に類無いと褒め称えられるのは、武后ということになる。こうした武后称讃の文脈の中でよんでいけば、先の〈延〉に見た善政を行い、「二和御宇」と称えられた武后との齟齬は、

〈鬪〉にはなくなる。〈鬪〉の武后像こそが、『平家物語』が本来記そうとした武后像であった可能性もある。○太宗の功業を長からしめ給へ「太宗の功業」とする点、〈四・長〉同。〈延〉「高宗ノ功業」〈四・鬪・長〉では、高宗・武后は、始祖太宗の治世を受け継いだとする。○太宗の太子中宗皇帝 中宗を、〈鬪〉は太宗の太子とするが、〈四・延・長・南〉は高宗の子。〈盛・屋〉は関係を書きさない。高宗の子とするのが正しい。「太宗の功業」を受け継ぐことの連想から、太宗の太子とするのか。○大唐神龜元年 〈四〉同、〈延〉「大唐神龍元年」、〈長・盛・南・屋〉「神龍元年」。神龍元年（七〇五）が正しい。この年は、日本では文武天皇慶雲二年（乙巳）に当たる。なお、神龜元年は、日本では、七二四年、北魏では、五一八年に該当する。○此れは異朝の先規たる上別段の事なり 〈四・南・屋・覚・中〉同、〈延・長・盛〉「兩帝ノ后ニ立給事、異国ニハ其例有ト云ヘドモ」〈延〉卷一（一四四オ）。〈延・長・盛〉では、兩帝の后になった例は異国にあるが、我が国にその例はないとするのみで、武后の話は、異国での二代の後

となった先例話として記されているようによめる。とすれば、高宗と武后との治世がなぜ「国静ニ民楽メリ」「二和御宇」と好意的に描かれるのかその理由が判然としない。に対して、〈四・鬪・南・屋・覚・中〉の場合、武后の話は、異朝の規範（盛全釈）六の注解「先規」二三八頁参照）となるべき話である上に、別段（格別）のことであるという。とすれば、これまでの注解にも見てきたように、武后の話には、二条天皇と多子との「二代后」話が、対照されていると言えるのではないだろうか。○桓武天皇より 〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉は、いずれも「神武天皇」とする。桓武天皇は、五十代天皇。ここは、初代天皇である「神武天皇」が良い。〈鬪〉が、桓武天皇とする理由は判然としないが、あるいは「神武↓かん武↓桓武」というような転化過程が想定できるか。○主上仰せ有りけるは 〈延・南・屋・中〉「主上仰ノ有ケルハ」〈延〉卷一（一四四オ）とも、〈長〉「主上の仰ありけるは」（一四四頁）ともよめる。